町・道民税上場株式等の所得に関する住民税申告不要制度届出書

令和　　年度（　　年分）

申請者　住所

氏名　　印

電話　（　　）　　－

○確定申告した（予定を含む）上場株式などの所得		所得全額	住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得		円	円

★対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税を含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものとなります。また、所得税20.42%を源泉徴収されているもの及び源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座）についても対象ではありません。

○申告する番号に○をつけてください。

1　上記の確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

2　上記の確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得について、住民税では分離課税申告いたします。

3　上記の確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得について、住民税では総合課税申告いたします。

≪留意事項≫

・町道民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。

・上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより医療費控除などの一部所得控除について、所得税における控除額と町道民税における控除額に差異が生じる場合がございます。

（東神楽町）